

# 本件違反行為について(概要)

## Google

本件許諾契約  
(MADA)

Google Playの許諾に併せて検索・ブラウザアプリのプリインストールや有利な配置場所等を要求

本件収益分配契約  
(RSA)

検索広告による収益の支払の条件として競合検索サービスの排除等を要求

事業活動を  
不当に拘束

検索機能の  
実装に係る  
取引

### 競合検索事業者

うちの検索機能が  
実装されにくい...

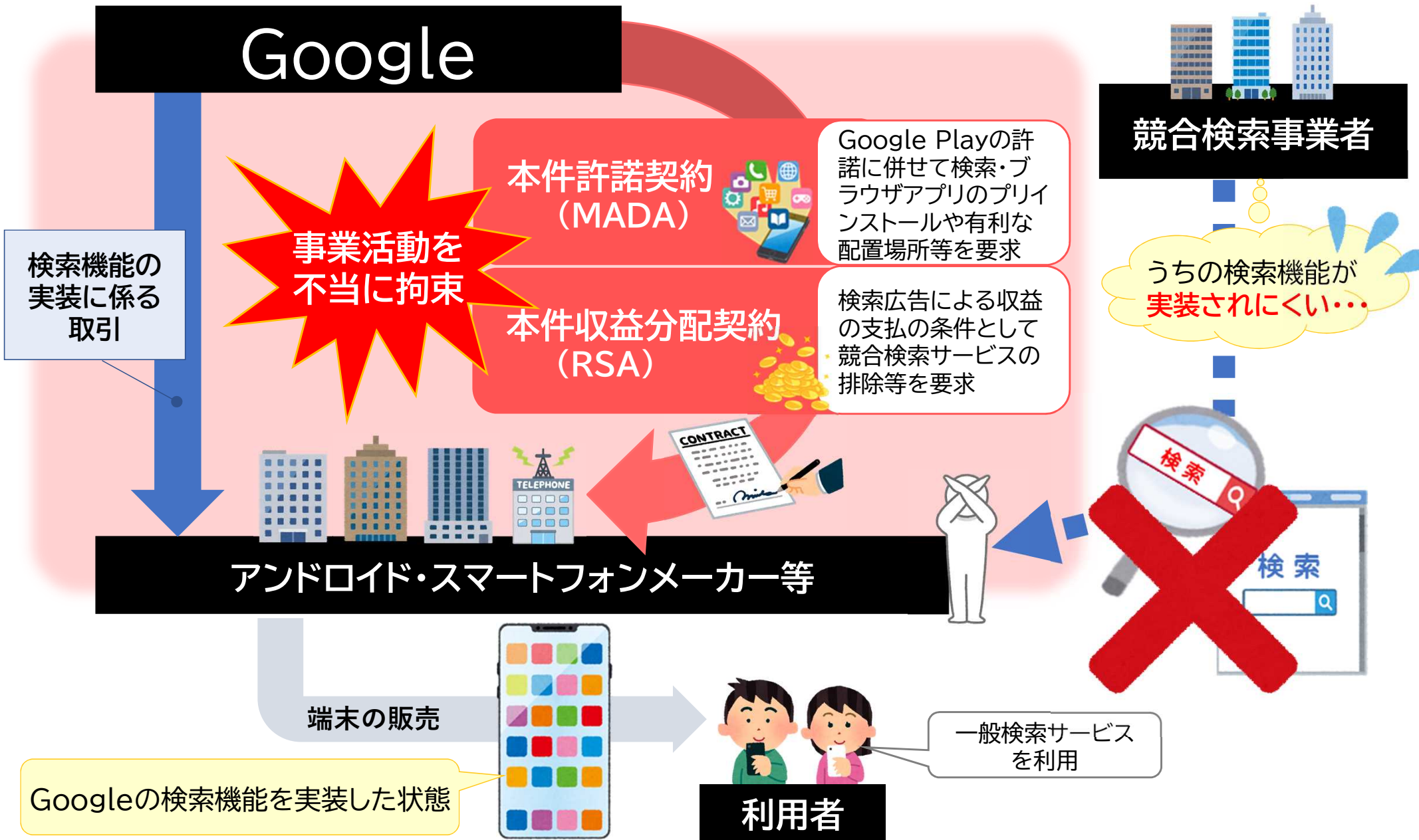
### アンドロイド・スマートフォンメーカー等

端末の販売

Googleの検索機能を実装した状態

### 利用者

一般検索サービス  
を利用



## 【ブラウザの検索設定】

### 【アドレスバー】

ウェブアドレスの表示欄（検索窓を兼ねる）

### 【スタートページ】

ブラウザの起動時に表示されるページ

ブラウザ  
アプリの  
アイコンを  
タップ



設定例：検索用ページ  
(イメージ)

### 【ホームボタンで開かれるページ】

ホームボタンのタップにより表示されるページ



ホームボタン (イメージ)



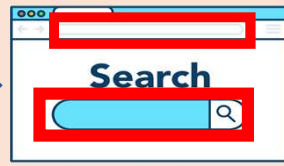
設定例：移动通信事業者の  
ホームページ (イメージ)

### 【新規タブで開かれるページ】

新規タブの追加により表示されるページ




タブ追加ボタン (イメージ)



設定例：検索用ページ  
(イメージ)



アンドロイド・スマートフォン  
ホーム画面 (イメージ)

: **検索窓** (検索語句の入力欄)  
↑ 検索機能が実装されている場所

ウィジェット：アプリの機能の一部を利用するためにホーム画面等に配置される表示

### 【検索ウィジェット】

アプリを起動することなく検索語句の入力が可能

アイコン：アプリの起動に用いる画面上に配置される小画像

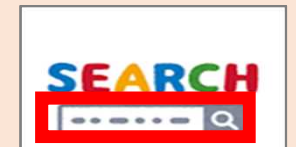
### 【検索アプリ】

一般検索サービスを利用するためのアプリ

アイコンを  
タップ



アプリ内の検索窓 (イメージ)



ドック：画面下部に固定的に表示されるアプリのアイコンの配置場所

ホーム画面：スマートフォンの起動時又はホームボタンのタップ時等に表示される画面 (スクロール先の画面を除く)

# 排除措置命令の概要

- (1) 違反行為の取りやめ (MADA・RSAの変更等)
- (2) 業務執行の決定機関における決議 (違反行為を取りやめること・将来不作為)
- (3) アンドロイド・スマートフォンメーカー及び移動通信事業者への通知  
自社の従業員等への周知徹底
- (4) 将来不作為
  - ・ Google Playの許諾に併せて検索・ブラウザアプリのプリインストールや有利な配置場所等を要求することを禁止
  - ・ 金銭支払の条件として競合検索サービスの排除を要求することを禁止(注:Googleがアプリのプリインストールを無償で許諾することは可能。)
- (5) コンプライアンス体制の整備
  - ・ 行動指針の作成及び自社の従業員等への周知徹底
  - ・ 研修及び監査の定期的な実施
- (6) 独立した第三者による(1)から(5)までの履行状況の監視(5年間)
- (7) 独立した第三者による履行状況の報告(5年間)

効果

アプリの配置や検索設定について、アンドロイド・スマートフォンメーカー等の選択肢を確保し、検索事業者間の競争を促進